

～ 野村きぼう苑 サービス利用料金表 ～ (別表)

(空床型ショートステイ・サービス利用時の 自己負担額)

特別養護老人ホーム(ショートステイ事業)

令和4年10月現在

■ご利用料金 (1日あたり)

併設型短期入所生活介護 ユニット型 負担額一覧 (単位 / 1日)			
要介護度	個室	若年性認知症入所者受入加算	送迎加算
要支援 1	523 単位	120単位 (1日につき)	加算 184 (単位 / 1 回)
要支援 2	649 単位		
要介護 1	696 単位		
要介護 2	764 単位	看護体制加算	
要介護 3	838 単位	4単位 (1日につき)	
要介護 4	908 単位		
要介護 5	976 単位		

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の合計単位数に8.3%を乗じた単位が加算されます。 ※介護職員の賃金の改善などを実施している事業所が市町村長に届け出た場合に算定される加算です
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1ヶ月の合計単位数に2.3%を乗じた単位が加算されます。 ※介護職員等の賃金の改善などを実施している事業所が市町村長に届け出た場合に算定される加算です
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月の合計単位数に1.6%を乗じた単位が加算されます。 ※厚労省が定め施行される制度で、コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環になります。職員の定着率の向上とサービスの質を維持するための加算です

※若年性認知症入所者受入加算:64歳までの入所者様で認知症と診断された方に対し個別の担当者を定めた上で算定させていただきます場合がございます。

※亀山市は地域区分が「6級地」に該当するため 1単位=10.33円として換算されます。

■ 滞在費 ・ 食費

利用者様の前年度収入によって滞在費・食費の負担軽減の認定を受ける手続きがあります。

滞在費 / 食費		
利用者負担段階	滞在費用 [個室]	食事費用(1日あたり)
基準利用額	¥2,006	¥1,445
負担限度額	第1段階	¥820
		¥300
負担限度額	第2段階	¥820
		¥600
負担限度額	第3段階①	¥1,310
		¥1,000
負担限度額	第3段階②	¥1,310
		¥1,300

食費内訳(基準額)	朝食 323 ・ 昼食 600 ・ 夕食 522
-----------	--------------------------

■ご見学・お問い合わせはお気軽にご連絡下さい。



特別養護老人ホーム 野村きぼう苑
〒519-0165 三重県亀山市野村3丁目28-20
tel 0595-84-7888 fax 0595-84-7889
担当 / 小島